

## 教員の多忙化解消プロジェクトチーム（第7回） 概要

日時：平成28年11月21日（月）午後3時30分から午後5時5分まで

場所：愛知県自治センター5階 研修室

### 【各委員等の発言】

#### <杉浦委員>

- 7ページの上から4行目に、「上記の「在校時間」が「勤務時間＝時間外労働時間」に相当する  
と考えるならば」とあるが、「勤務時間＝時間外労働時間」の部分の解釈がしにくかったので、も  
う少し上手に書けるとよい。

#### <平岡委員>

- 14ページの「⑤時間外勤務手当の支給に向けた法改正」の文章の最後のところに「国へ要請し  
ていく必要がある」と書いてあるが、あくまでも法の改正ということで間違いないということによ  
いか。

#### <木岡委員>

- 条例改正ということも趣旨としては含んでいたはずだが、その点は、原案から抜けていたという  
ことになる。事務局として、そのように判断されたということか。

#### <橋本教育企画課長>

- 御指摘のあった、県として時間外手当の支給をするかどうかということは、書き切れていない。  
制度面ではあり得ると思うが、教育委員会だけでは議論できないので、具体的なことは書けなかつ  
た。

#### <久保田委員>

- 私が言った意見であるが、教職調整額4%が現実と見合っていないので、もう少し上げてほしい、  
県として国に対して働き掛けてほしいという話をした。民間では働いた分については手当が当然出  
ているという趣旨の斉藤委員の御発言を受けて、現段階で教職員に認められている教職調整額とい  
う部分を増やしていくことが、現状では、県教委として国に対して一番言うべきことではないかと  
いうことをお願いした。
- タイムレコーダーの関係で、今日は村委員が御欠席であるが、市町村教育委員会としての意向と  
しては温度差があり、県としての補助制度ができてくれば導入も、という話をしてみえたので、そ  
のような村委員の意向も入るといいのではないかと。

#### <斉藤委員>

- 長時間残業の問題として、何よりも、在校時間が把握されていないということ自体が、異常な世

界だという感じがする。特に、一般的な企業では、実態を把握していないことが一番の罪である。全ての労働において働いた時間が基本となるので、この**在校時間をきちんと測ることで、多少お金がかかってもタイムレコーダーを導入していただくと、現場では変わったということが意識として見えるのではないか。**

<木岡委員>

- 誤解のないように確認をしておきたいが、在校時間を把握してこなかったわけではない。ただし、**その把握が必ずしも実態をうまく表現したものではなかったということから、より正確な把握の仕方**ということでこの論議が成り立ってきたという経緯である。

<加藤委員>

- タイムレコーダーの導入も近い将来に図ってほしいが、**校長先生、教頭先生としては、各教員のパソコンを確認して在校時間を確認するということは可能ではないか。**あるいは、クラウド等を利用した取組もなされている学校もあると聞くので、そういうものを見れば、もっと、学校外でもしておられる仕事も把握できるのではないか。

<木岡委員>

- 教員用の個人用のパソコンとなると自治体によって導入の状況が多様かと考えるが、**風岡委員、**いかがか。

<風岡委員>

- 豊橋市の場合は、基本的に校務用パソコンということで、先生方に1台パソコンが整備されているという認識である。**県内多くのところで、先生方に1台あるとは思う。在校時間を把握する手段の一つ**ということで、ここに書き込むことができるのではないか。

<久保田委員>

- 18ページの上から3行目、「ただし、学校経営に対する役割を拡大していくのであれば、事務長の配置や事務職員の多忙化にも留意する必要がある。」のところに、**事務職員の複数配置の拡充についても追記してほしい。**現在は、コミュニティスクールや、事務の共同実施という形でしか、加配がつかないので、その事由の緩和も含めた拡充をお願いできればと思う。

<木岡委員>

- 国の方でも、複数配置に向けた基準の引き下げをについて検討されているが、その国とは別にと**いうふうに理解した方がよいか。**

<久保田委員>

- 県単独でお願いができればと思うが、国の動きもあると思うので、それと相まって、**実質、事務職員が増えるということ**を早急をお願いしたい。

#### <杉浦委員>

- 同じ部分について、高等学校においても教員の業務の負担を減らすということで言えば、事務職員が業務を分担していくということもあるので、何らかの形で**県立学校も事務職員が増えること、事務職員の方が一部業務を負担していく**ということを記載していただきたい。

#### <木岡委員>

- 17ページの④の「**教員以外が担うべき業務については、教育委員会や専門スタッフ等が支える体制を整備する必要がある。**」の箇所の、**専門スタッフ等**をかみ砕いて、**事務職員も追記すること**でよいのではないか。

#### <斉藤委員>

- 16ページにPDCAサイクルによる改善とあるが、**一般の方が読まれることを考えて、少し説明を加えたほうがいい**のではないか。

#### <風岡委員>

- 17ページの「⑤会計業務、調査等はできる限り教育委員会等で管理」の最初の段落で、未納者への督促業務による負担が大きいとあるが、**徴収業務についても学校ではかなり負担があるので、徴収管理という言葉も追記していただきたい。**
- 県民の方からの意見にもあったが、**事務職員の職務内容や役割の見直し**ということが、大きく関わってくるので、**見出しにも、「事務職員の役割の見直し」**を記載していただきたい。
- 19ページの⑩の教頭の多忙化への対応について、小中学校では教頭を補佐する主幹教諭や、県立学校では複数配置とあるが、ここに**教頭と事務職員の連携や業務分担の見直しなど事務体制の整備を図り、教頭が力を発揮できる体制を整えることが重要である、**ということを記載してほしい。**自分の経験からすると、教頭と事務職員との連携や役割分担の見直し**が、**教頭の負担軽減**という意味ではかなり効果があると思う。

#### <久保田委員>

- 21ページの①のところに、**部活動の効能についても記載してほしい。**私は、部活動は生徒にとって、スポーツや文化に親しむと共に学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する重要な活動として教育的側面の意義が大きいと発言した。部活動の指導には、いろいろな方に入っていただく、あるいは総合型スポーツクラブ等に移譲していくということを考えると、**部活動の指導に教員だけが関わるべきか**というところではない、**という言葉**を記載してほしい。

#### <杉浦委員>

- 22ページの③の4段落目に、「さらに、朝練についても、その必要性が科学的にも証明できない以上は中止とし」とあるが、**他の授業後の活動や土日の活動を含めた形での検討を進めていく**ような話であるので、**ここで突然中止と書くのはいかがなものか。**

<齊藤委員>

- 確かに科学的と言っても、個別に論文を出すことは難しいが、朝練によって場合によっては睡眠時間が削られたり、朝食抜きだったり、あるいは家族との触れ合いの時間を削られたりということから考えると、医学的に見て決して推奨されるものではないと考えられる。どこかで枠をはめなければいけないのであれば、その効果と有害性について総合的に考えると、朝練の中止はあっていいのではないかと。

<木岡委員>

- ここに中止と明確に書くことも必要ということか。

<齊藤委員>

- 明確には書かなくても、そういう弊害等も考慮して、ということでもいいのではないかと。

<加藤委員>

- 私は抽象的な表現ではなく、愛知県の教育委員会としてこうする、ということを出した方が各学校の先生方、あるいは保護者等も納得できると思う。ある学校は朝練もやり、一週間全部部活動をやっている、うちはやっていないとなると、それによって色々な意見が出てしまうので、県の方針としてまずは打ち出す、という提言にできないか。
- 色々なスポーツでも、時間を長くやれば良いということは、科学的にも違うということが言われてきている。しっかり練習したほうが身につくと科学的に説明できる部活動についてはいいが、そうでないものについては原則ダメですよ、あるいは月曜から金曜のうち一日は休みましょう、と明確に打ち出してはどうか。

<木岡委員>

- おっしゃることはよく分かるが、県教育委員会で拘束できるのは県立学校だけであり、県が示す部活動ガイドライン上の文言としては入るだろうが、これを受けて市町村教育委員会のガイドラインにどこまで反映されるかというのは、実は拘束できない。

<加藤委員>

- 市町村について、私は少し関与しているところがあって、県がこうする、と打ち出すと市町村としてもこれに乗りやすいという意見もある。

<杉浦委員>

- 試合日程が朝早くであることが分かっている時に、その一週間程度前からそれに合わせるために朝だけ練習して夕刻の練習を控えるという形で大会に備えるという部活動が、運動部だけでなく文化部の中でもあるので、必ずできないようにするというような書きぶりはいかがなものか。

#### <加藤委員>

- 今のお話にもあったように、大会前であれば、それも第1試合が8時からだということであれば8時に合わせた準備、生徒の体の動きだとか力が発揮できるようにというような、それなりの理由がある場合は別として、原則としては中止という言い方もあるのではないかと。

#### <久保田委員>

- 同じ22ページの下から2段目以降の、部活動のルールを徹底させる仕組みの構築に関連して、特に、罰則というのは、現場には馴染まない。現実には土日に大会があるので、大会日程の縮減や人的配置等の具体的是正がない状態でこれを守れというのは、現場としては無理なところである。自分としては、次のページの⑥の、中小体連や高体連との協議といったような取組と相まって進めていく必要があると思う。

#### <木岡委員>

- ここに記載されていることは、即座に実施を求めるものと、時間をかけてそれが実施できるようにしていくものと、混在されている状態にあるわけだが、それは、今後県教委で作られるプランの中ではっきりと位置付けられてくることかと思う。

#### <久保田委員>

- 24ページの⑦に、「学ぶことができるような研修を実施していく必要がある」とあるが、研修自体が多忙化の要因の一つにもなっているところで、本来業務でない部活の顧問に就任をした先生が、そのために研修に行かなければいけないということもあるので、「研修を『当面は』実施していく必要がある」というように、「当面は」と記載していただきたい。

#### <木岡委員>

- 御意見の趣旨は、将来的には教員養成の中で、十分にこのことの学習が教員において進められておくべきということかと思う。大学における教員養成の在り方論、特に、部活指導を担当することの将来を見込んだ教員養成課程におけるスポーツ理論の位置付けが必要かと思うが、それがまだ現実化していない当面においては、という文脈で、ここに記載することでもいいと考える。

#### <斉藤委員>

- 24ページの⑧については、少し表現が弱いかなと感じている。労働者が自身の尊厳を持って働けるような労働環境をつくるという意味においては、労働基準法、労働安全衛生法の適用及びそれに引き続く労働基準監督署の関与についても、将来的なビジョンとして想定しておかないと、こういう表現だけでは難しい気がする。
- 教員の意思の尊重についても、労働は義務であると同時に権利でもあるということから考えると、そういう部分も強調すべきである。

#### <加藤委員>

- 教員が労働者であることは間違いないが、教員の業務は原則、時間管理では計れないところがあるということも大前提であるとする、この部分で書き込むことには、少し躊躇を感じる。ただし、労働基準法とか労働安全衛生法等の趣旨に則るとするのは、当然必要だと思う。
- 教員自身が何をもち一番多忙化を感じているかといえば、第1回目のPTでもあったように、部活動はそんなに大きくはない。本当の問題は、全然経験したこともないような競技の担当になってしまうことを防ぐことが必要だということで、意思の尊重、さらには契約と記載されているが、ここを強調できないのかなとは感じている。

#### <橋本教育企画課長>

- 労働基準法や労働安全衛生法の趣旨に則ることについては、部活動だけに関わる部分ではないということであるので、6ページの「取組の趣旨」のところで、公立学校教員の勤務の特殊性ということに記載しており、ここでもう少し丁寧に書かせていただきたい。

#### <木岡委員>

- 追記する際には、学校保健安全法についても配慮していただいた方がいい。

#### <杉浦委員>

- 24ページの⑧の最終段落で、在籍している部員の活動保障と、生徒や保護者の合意、この難しい2点について、留意しながら合意形成を図ることが求められると書かれても、学校現場としてはなかなか難しいというのが実感である。

#### <久保田委員>

- 現場としては、毎年、部活動の廃止という動きがあるということ、PTの提言として認めるといふことにはならないような表現にしていきたい。

#### <平岡委員>

- 保護者の立場からしても、4月にいきなりないよと言われるのも確かに困るが、そういうこともあり得るといふことだけは想定しておいた方がいい。そのようなことにならないように望むとして、この文章は「起り得る」で「。」としておくべきかと思う。

#### <木岡委員>

- 25ページの⑩の手当の問題については、手当を上げることによって、教員の部活動指導を正当化してしまうようなところもあるので、そのニュアンスを消したいとは思う一方で、当然、最低賃金は保障すべきであるという主張は必要である。
- そこで、手当の改定については、今の4時間以上から2時間以上とすれば、午前中3時間か、午後3時間か、という指導時間の実態にかなりそぐうのではないか。さらに、最後の段落の「ただし」以下で、在校時間の長時間化を促さないように制限しておく、という構成とした。

#### <久保田委員>

- 25ページの⑫については、平成20年に学習指導要領上に位置づけられて、さらに多忙化が進んだ。本来業務ではない部活動を切り離していくということ、教科指導に特化したという一番の大元の部分なので、県教委から国に対しても現学習指導要領から切り離すことも提言していくべきだということを追記していただきたい。

#### <杉浦委員>

- この部分について、高等学校では、総合型スポーツクラブという言葉は一般的ではない。それよりも、各種の競技団体との関わりという中で仕事もある。そのことについての記載もあるので、私としてはこれで結構かと思う。

#### <斉藤委員>

- 28ページの一番上のところに、「実施スケジュールを明確にした上で」と書いてあるが、概略は示せないのか。いついつまでというような形のもが示されないと、非常に中途半端な形で終わってしまうような気がする。

#### <木岡委員>

- 具体的な実施計画を、県教育委員会で今年度中に作られるということである。斉藤委員の御質問の趣旨はそういうことか。

#### <斉藤委員>

- 私の立場から言うと、メンタルヘルスの不調を予防することが重要だと思うので、いついつまでに実現してくれるのかということが分かれば、安心感を持てるので、ここに加えていただくと、現場の先生方にはいい影響をもたらすかなという趣旨である。

#### <木岡委員>

- 具体的なプランの策定に当たっては、後ろに「今年度中に」というのを挿入することで、今の御要望は受けられると思う。ただ、不確定要素が、国会の動きと議会の動きがあり、これがどうなるかでまた変わってくるのかもしれないが、我々としては今年度中という要求は出したいと思う。

#### <久保田委員>

- 17ページの④のところに、文言として「教員本来の業務とそれ以外の業務を整理して」とあるが、この言葉を、この重点検討項目のリード文の中に追記していただきたい。この提言は県民も見られるので、先生にとっての本来の業務はなんぞやと、今、教員には違う業務をやってもらっているんだということをお示しするためにも、上手に入るといいと思う。

#### <木岡委員>

- 中教審の答申においては、学校の業務について4つの分類で整理されており、そこまで細かくやらなくてもよいかと思っていたが、今のお話を伺い、ここはせめて3分類、教員の本来的な業務と、

他の専門スタッフ等々と連携・協働して行う業務、そして、教員以外の者が担う業務と、そのような業務の分類という作業はやっていかなければいけないので、このリード文の中に入れ込んでいただきたい。

#### <風岡委員>

- 28ページの①「長時間労働の在り方の見直し」のところで、多忙化解消プランは市町村でも作るということになっているので、市町村教育委員会に対するプランの策定に向けた助言や周知といった項目を付け加えていただきたい。
- ④「市町村教員委員会及び学校への支援」のところで、地域学校協働本部の記載があるが、地域学校協働本部は、あくまでも地域側の組織である。学校と地域が一緒になって協議をすとか、学校と地域が一緒になって活動を考える学校側の仕組みとしては、コミュニティスクールがある。コミュニティスクール、地域学校協働本部などの取組の推進ということで、2つを併記していただきたい。
- 同じところで、「学校事務の共同実施の普及に向けた支援」とあるが、「情報システムの導入による給与旅費業務の集中処理の推進の検討」という項目も付け加えていただきたい。

#### <木岡委員>

- 学校地域協働本部という言葉は、実はまだ法令用語になっていないので、ここでこの言葉を使っていいのかなというためらいはある。

#### <風岡委員>

- コミュニティスクールである学校運営協議会と地域学校協働本部との連携協働体制を作ると言うのが、国の答申の内容であったと思う。学校運営協議会と地域学校協働本部が一体となっているのであれば、大きな概念で整理をしてもらえればいいのかと思う。

#### <木岡委員>

- 愛知県としては、これまでコミュニティスクールについては、あまり今まで積極的ではなかったので、「コミュニティスクールの推進」というふうを書くか、「学校運営協議会と学校支援地域本部の連携強化」と書くかということで整理してはどうか。

#### <風岡委員>

- 「あいちの教育ビジョン2020」の中には、コミュニティスクールについても、今後研究を進めていくという文言があった。国の方向性としても、コミュニティスクールの全校導入ということもあるので、コミュニティスクールという言葉が出てくるといいと思う。

#### <久保田委員>

- ①の「長時間労働の在り方」の見直しのところで、「月45時間以内など、関連法令に準拠した段階的な目標設定」とあるが、ヒト・モノ・カネといった具体的な施策が打たれていない中で、枠



だけが縛られるのは現場の首を絞めることになり、この数字が一人歩きしていくという懸念があるので、できれば、「月45時間など」を削除し、「関連法令に準拠しつつ、具体的な施策と合わせた段階的な目標設定」というようにしてほしい。

<齊藤委員>

- この45時間という数字は、医学的にも一つのラインであり、これを超えると、健康障害のエビデンスが出てくるので、数字はあってもいいと思う。

<木岡委員>

- 県が策定する「多忙化解消プラン（仮称）」なので、県の目標である。それゆえ、その目標の達成努力は県に課されるわけで、学校に課せられるものではないと思う。

<久保田委員>

- では、「具体的な施策と合わせた段階的な目標設定」という部分だけでも、挿入をしていただきたい。時間枠だけが締められたことだけが一人歩きすると、現場には抵抗感がある。

<加藤委員>

- 今、齊藤委員がおっしゃったように、医学的な証明もあるとすれば、やはり現場として大変なのは分かるが、少なくとも学校の先生方一人ひとりを45時間以上も正規の時間外でやっているというのは異常だということは自覚してほしいと思う。
- 45時間までは、法律で認められていると思われるかもしれないが、36協定のある会社では、45時間までいいと言っているに過ぎない。今、先生方は本当にボランティアでやっているが、あくまでも時間外勤務は例外ということを自覚してほしい。

<久保田委員>

- 時間外勤務が45時間以内になるのがベストだと思っているが、現状の教員の立場を考えると、いきなりこれが出てきても、と思う。ただ、木岡委員がおっしゃったように、県の責務として、これに向かって具体的な施策を段階的に実施しなさいというのが、PTとしての提言ということであれば、理解する。

<木岡委員>

- この問題は、実はこのプロジェクトチームの原点の問題だと思っており、結局、ここになかなか手をつけられなかったということかもしれない。

<風岡委員>

- 29ページの市町村教育委員会に求められる取組で、人の配置というところですが、市町村費の事務職員と用務員については、地方交付税の算定基礎として上げられていると思う。市町村費の事務職員、用務員の適切な配置を記載していただくとともに、本文にも追記していただきたい。

- もう一点、校長先生のリーダーシップのあり方が、学校のマネジメントということを考えると、学校の取組を進めていく上で非常に大切なことかと思う。言葉として追記していただきたい。
- 先週、16日の日に県下一斉で定時退庁という取組があったが、学校現場の話を聞いてみると、校長が「今日は自分が最後にカギを閉めるから、皆さんも早く退庁してください。」という呼びかけをされたというところもあった。教職員は業務が残っていたかもしれないが、皆それに合わせて退庁したということだった。このような校長の意識、行動でできることは多くあると思う。
- 第1回目のPTでも、学校はもっとメリハリのついた職場であることができるはずだ、という斉藤委員からのお話もあったかと思うが、民間では当たり前となっている業務改善や勤務時間の管理など、各学校における校長先生のリーダーシップについて、書き込んでいただきたい。

#### <久保田委員>

- 自分としては、短期、中期、長期、それから県、市町、学校、あとはPTA、その4つの分類、その組織によって、工程表をしっかりと出していただきたい。平成30年度までにはとか、中期で言えば、平成34年度まで、長期で言えば、平成38年度までには、例えば、学習指導要領の部活動の位置づけを国に見直させる等々。
- そして、短期の部分では、即効性のあるもの、例えば、タイムレコーダーや休養日の設定、それから市町村や保護者への啓発も含めた短期でできること等。また、あまり意見が出なかったが、部活の外部指導員を、例えば、平成38年度までに県単で300人入れる。そのために短期で、平成30年までの2年間でなんとか60人を、というような目標を掲げ、県が動いてくれれば、現場の教員や、県民の方々にも分かりやすいのではないかと。

#### <木岡委員>

- それでは、皆様から頂いたご意見を踏まえ、修正に入っていくが、お集まりいただく時間がないので、私が引き取り、事務局と相談をし、御欠席の村委員の了解をいただきながら、最終的な提言として取りまとめたい。それでよろしいか。(異議なし。)
- それでは、今月中に提言をまとめたいという予定で取り組んでまいりたい。事務局におかれても、様々なご意見があったが、それをしっかりと受け止めていただき、教員と子どもたちの健康、安全をいかに増進していくかということに御留意いただき、教員の多忙化解消に向けた取組を確立していただきたい。

#### <後藤教育委員会事務局次長>

- 委員の皆様方におかれては、貴重なお時間をいただき、教員の多忙化解消という課題に真摯に向き合っていたいただいた。まずもって、厚く御礼を申し上げます。
- 第1回の会議の際にも申し上げたように、この会議では極力オープン、かつ自由に議論をしていただくため、会議を公開するとともに、事務局は資料の情報提供をするにとどめ、委員の皆様方に

議論に委ねさせていただいた。これには、現場の教員の方々に、自分たちがいったいどう見られているのかということ意識してもらいたいという思惑が私どもにあったからである。

- 委員の皆様方には若干プレッシャーをおかけしたかもしれないが、いくつか報道していただいたことのおかげでもって、県においてこうした議論をしていることについて、知ってもらうきっかけにはなったのではないかと感じている。
- 教員の多忙化の現状は、大変厳しいものになっているが、その解消に向けての課題は、様々な要因が複雑に絡みあっている。今後は、提言の内容を十分に咀嚼した上で、県教育委員会として、本年度中に策定する予定の、まだ仮称ではあるが「教員の多忙化解消プラン」の中に位置づけていきたいと考えている。
- また、このプランを策定した後は、市町村教育委員会などとも連携を図りながら、プランに位置づけた具体的な取組を着実に推進し、目標の進行管理を行うことで、いわゆるPDCAサイクルを円滑にまわしていきたいと考えている。